
一般社団法人日本文化大衆演劇協会定款



定 款

第1章 総 則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人日本文化大衆演劇協会と称する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都北区に置く。

2 当法人は、社員総会の決議によって、従たる事務所を必要な場所に設置することができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 当法人は、大衆演劇の振興に関する事業を行い、大衆演劇水準の質的向上及び普及を行い、大衆演劇に携わる人たちの交流、連携を図り、大衆演劇文化の発展に寄与する。その目的に資するため、次の事業を行う。

1. 大衆演劇に関する公演、普及啓発事業
2. 大衆演劇公演を通じての国際交流事業
3. 会員相互間の親睦、扶助事業
4. 大衆演劇の社会的地位の向上事業
5. 大衆演劇団員の新人の育成事業
6. 大衆演劇に関する広報事業
7. その他、上記の目的を達成するために必要な事業

(公告の方法)

第4条 当法人の公告は、官報に掲載して行う。

第3章 会 員

(会員の構成)

第5条 当法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

- ① 正会員 当法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- ② 準会員 当法人の目的に賛同して入会した正会員に準ずる個人又は団体
- ③ 賛助会員 当法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体

(入会)

第6条 正会員、準会員又は賛助会員として入会しようとする者は、別に定める入会申込書により申し込み、社員総会の承認があったときに正会員、準会員又は賛助会員となる。

(入会金及び会費)

第7条 正会員、準会員又は賛助会員は、別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(任意退会)

第8条 会員は、別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するときは、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議をもって、当該会員を除名することができる。

- ① この定款その他の規則に違反したとき。
- ② 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- ③ その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

- ① 第7条の義務を2年以上履行しなかったとき。
- ② 総社員が同意したとき。
- ③ 死亡し、又は解散したとき。

第4章 社員総会

(構成)

第11条 社員総会は、全ての社員をもって構成する。

(開催)

第12条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

(招集)

第13条 社員総会は、理事の過半数の決定に基づき代表理事が招集する。

2 社員総会の招集通知は、会日より1週間前までに社員に対して発する。

(決議)

第14条 社員総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- ① 会員の除名
- ② 定款の変更
- ③ 解散及び残余財産の処分
- ④ 合併及び事業の全部又は重要な一部の譲渡
- ⑤ その他法令又はこの定款で定める事項

(議決権)

第15条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(議長)

第16条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があ

るときは、当該社員総会において議長を選出する。

(代理)

第17条 社員総会に出席できない社員は、他の社員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合においては、当該社員又は代理人は、代理権を証明する書類を当法人に提出しなければならない。

(決議・報告の省略)

第18条 理事又は社員が、社員総会の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

2 理事が社員の全員に対して社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことについて、社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第19条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、議長及び出席した理事がこれに署名又は記名押印する。

第5章 役員

(役員)

第20条 当法人に、次の役員を置く。

理事 2名以上10名以内

2 理事のうち1名を代表理事とする。

3 代表理事以外の理事のうち、1名を業務執行理事とする。

(選任)

第21条 理事は、社員総会の決議によって選任する。

2 代表理事は、社員総会の決議によって理事の中から選定する。

3 各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族（これらの者に準ずるものとして当該理事と政令で定める特別の関係にある者を含む。）の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。

(任期)

第22条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した理事の補欠として選任された理事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、その職務を執行する。

2 代表理事は、当法人を代表し、その業務を統括する。

(解任)

第24条 理事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第25条 理事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける

財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

(責任の限定)

第26条 当法人は、理事（業務執行理事又は当該法人の使用人でないものに限る。）との間で、一般法人法第111条第1項の賠償責任について、法令の定める要件を満たす場合には賠償責任を限定する旨の契約を締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第6章 基金

(基金の拠出)

第27条 当法人は、会員又は第三者に対し、基金の拠出を求めることができるものとする。

(基金の募集等)

第28条 基金の募集、割当て及び払込み等の手続については、別に定める基金取扱い規程によるものとする。

(基金の拠出者の権利)

第29条 基金の拠出者は、前条の基金取扱い規程で定める日までその返還を請求することができない。

(基金の返還の手続)

第30条 基金の返還は、定時社員総会の決議に基づき、一般法人法第141条第2項に定める範囲内で行うものとする。

(代替基金の積立て)

第31条 基金の返還をするため、返還する基金に相当する金額を代替基金として計上するものとし、これを取り崩すことはできない。

第7章 資産及び会計

(事業年度)

第32条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(事業報告及び決算)

第33条 事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成して、定時社員総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第5号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の書類を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款、社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(事業計画及び収支予算)

第34条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、直近の社員総会において承認を受けるものと

する。これを変更する場合も、同様とする。

(剰余金の不分配)

第35条 当法人は、剰余金の分配を行わない。

第8章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

第36条 この定款は、社員総会における、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議によって変更することができる。

(合併等)

第37条 当法人は、社員総会における、総社員の半数以上であって、総社員の3分の2以上に当たる多数の決議により、他の一般法人法上の法人との合併又は事業の全部若しくは一部の譲渡をすることができる。

(解散)

第38条 当法人は、一般法人法第148条第4号から第7号までに規定する事由によるほか、社員総会における、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議により解散することができる。

(残余財産の帰属)

第39条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に帰属するものとする。

第9章 附 則

(最初の事業年度)

第40条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和5年3月31日までとする。

(設立時の役員)

第41条 当法人の設立時理事、設立時代表理事は、次のとおりとする。

設立時理事 篠原 正浩、木澤 進、嶋津 幸男

設立時代表理事 篠原 正浩

(設立時社員の氏名及び住所)

第42条 設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

住 所 東京都北区中十条二丁目17番6号

設立時社員 有限会社篠原演劇企画 代表取締役 篠原 正浩

住 所 東京都北区上十条四丁目5番9号

設立時社員 株式会社TRY・ACT孝 代表取締役 篠原 孝典

住 所 東京都北区中十条二丁目17番6号

設立時社員 篠原 由高

(法令の準拠)

第43条 本定款に定めのない事項は、全て一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人日本文化大衆演劇協会を設立のため、設立時社員の定款作成代理人である司法書士山下 尚は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名をする。

令和 4年 6月 5日

設立時社員 有限会社篠原演劇企画 代表取締役 篠原 正浩

設立時社員 株式会社TRY・ACT孝 代表取締役 篠原 孝典

設立時社員 篠原 由高

上記設立時社員の定款作成代理人
東京都北区中十条二丁目18番1号
司法書士 山下 尚 尚

電子署名者: 山下 尚
DN: c=JP, o=日本司法書士会連合会, cn=山下 尚,
0.9.2342.19200300.100.1.1
=20110493302
日付: 2022.06.07 17:48:23
+09'00'

同一情報の提供

提供の日付：令和4年6月8日

公証人：廣田泰士

所属法務局：東京法務局

公証役場：王子公証役場

北区王子1-14-1

請求対象の登簿管理番号：22-0121001302000106

請求対象の文書種別：電磁的記録の認証

請求対象の認証日：2022年06月08日

請求対象の処理公証人：廣田泰士

所属法務局：東京法務局

公証役場：王子公証役場

北区王子1-14-1

認証文

これは、保存された電磁的記録に記録された情報と同一であることを証する。